議案第２号

副企業長選任について

阪神水道企業団規約第13条第３項の規定により、次の者を阪神水道企業団副企業長に選任したいので、議会の同意を求める。

水　口　和　彦

令和４年８月８日　提出

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

提案理由

副企業長水口和彦が、令和４年８月13日をもって任期満了することにより、次期副企業長の選任を必要とするため、規約第13条第３項の規定により、本案を提出するものである。

参考

阪神水道企業団規約（ぬきがき）

（副企業長）
第13条　企業団に副企業長１人を置く。
２　副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、その職務を代理する。
３　副企業長は、議会の同意を得て企業長が選任する。
４　副企業長の任期は、４年とする。